

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 7 月 8 日

新潟市教育委員会

教育長

夏 日 久 義

新潟市教育委員会規則第 4 号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成29年新潟市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年6月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に委員会が承認した年次有給休暇のうち、改正後の新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第20条第1項第2号に該当するものは、特別休暇として委員会の承認を受けたものとみなすことができる。